

# 球磨川舟運と在町の集落の形成

—— 八代郡高田手永萩原土手町について ——

藪 田 勝 彦

## 一、はじめに

「萩原土手町」は、現在は国鉄八代駅に近い八代市萩原一丁目の一部になっているが、球磨川の旧堤防ぞいに、「萩原御番所」や萩原の「渡し」を中核として成立した町で、天保七（一八三六）年の絵図には、萩原番所のすぐ下流側の土手外に「萩原村之内土手町」と記されている。

この萩原土手町が、球磨川舟運と陸上交通の要衝にあつて、宝暦の大洪水の後しだいに発展して「在町」的な集落となり、球磨川上流からの商品の多くを扱うようになったため、在来の町々八代町の繁栄をおびやかす存在となり、それに脅威を感じた八代町人の訴えで藩権力によって商取引が制限（統制）されるようになった。ところが、この萩原土手町の商人に土地の産物を売ることによって便宜をえていた上・下松求麻村の農民は、この商業統制によって窮地におちいり、統制の撤廃を求めて実力行使（百姓一揆）に及ぶことになった

のである。以下、萩原土手町の形成に重点をおきながら、その間の事情について述べることにしたい。

## 二、球磨川舟運の発達と上・下松求麻村

まずはじめに、萩原土手町形成の前提となる球磨川舟運の発達について概観しておきたい。球磨川舟運は、一般に寛文五（一六六五）年に人吉の林藤左衛門正盛によって開発されたといわれているが、相良領ではすでに鎌倉時代に「河堀取」「所堀取」の語がみられるし、細川領（肥後藩）でも林正盛の開発以前から舟運がおこなわれていたと考えられる。

それはともかく、人吉と八代間の舟運が開発されると、上流の人吉相良領・下流の熊本細川領の人びとが互に往来し、経済の進展とともに商品流通路としての重要性もましていったが、この球磨川舟運で最も重要な役割をはたしたのは現在の八代郡坂本村（江戸時代

の上・下松求麻村、上・下久多良木村)の人びと、特に上・下松求麻村のうち大門(おおかど)・藤本・荒瀬から古田(ふるた)にいたる球磨川沿岸の集落(子村)の人びとであった。たとえば「私儀、平田船ニ而運賃取ため求磨御領江往來仕来申候」(文化八〇一八一―年、上松求麻村之内合志野村彦右衛門)というように、八代(人吉)の舟運に専従する人びとがみられ、明和七(一七七〇)年の上松求麻村には一艘づつの「川平田」をもった六六人の「舟主」が、後述の萩原番所に登録されていたし、宝暦六(一七五六)年には、八代町で「両松求麻間屋商売」の商人が二人、同じく萩原番所に登録されている。また人吉相良藩にとっても、この「松求麻舟乗」による「他領舟」の役割は重要で、寛政四(一七九二)年には「他領舟」の停止で八代からの塩が「払底」しているし、「御当地舟にては八代荷物引候事、他領舟の漸半分外引申さざる由」と、松求麻村の舟は相良藩の二倍の輸送力をもっていったことが記されている。さらに「上松求麻之藤元村之者共川筋第一上手ニ乗候由」ということで、寛政三(一七九一)年から六年間、島津領の都城に大淀川上流の舟運開発の指導者としてのべ一七名が招かれ、文政八(一八二五)年には、日田の筑後川上流の舟運開発に三名が招かれている。

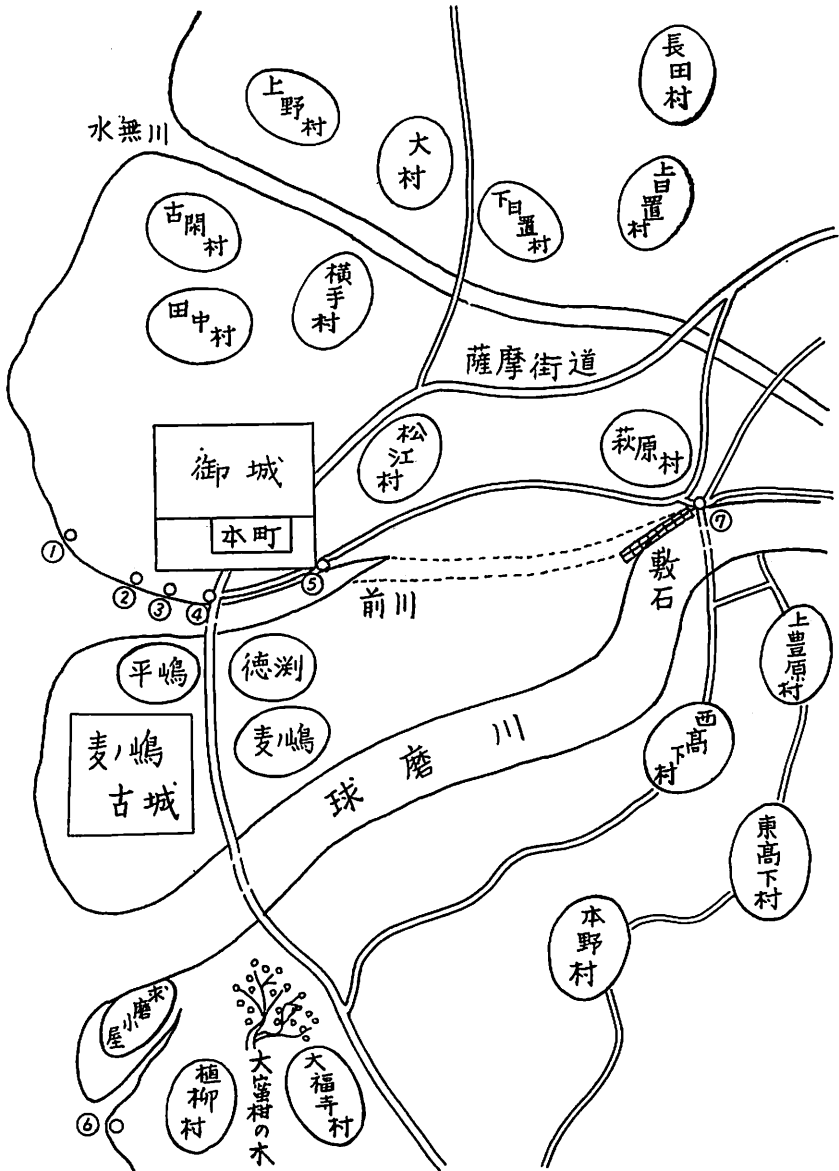
それでは、なぜ上・下松求麻村の舟運がこれほどまでに発達したのであろうか。同村は球磨川の兩岸(主として右岸)に沿っているが、河岸にも平地はほとんどなく、大部分は急傾斜の山地である。延宝四(一六七六)年の史料では人口三九八五人、高八一六石余<sup>(11)</sup>、文政六(一八二三)年では七九二〇人余、一六三九石余と村

高は人口・面積に比べて極端に低く、「田方と申候而者糶計、惣而山畑勝」であり、その収穫では「半年の糧物」にも達しなかった。そのため「作地之中者勿論、居屋敷・畔等ニ至迄、茶・楮・こんにやく芋等仕立置、御年貢并諸出銀・糧物之足し、農具之仕継、其外銘々年中之諸用」<sup>(12)</sup>にあてるといふ状況で、各種の山の産物を八代町に出荷することによって上・下松求麻村の人びとの生活は支えられていたのである。ところが、山地のために交通の便は極端に悪く、「漸歩行仕候山道ニ而牛馬之通路一向難成、織之品たり共船ニ而上下仕儀御座候」と、産物の輸送をはじめとする交通手段は球磨川の舟運のみとも言える状態であった。このような事情が、上・下松求麻村の舟運を発達させ、「運賃取」の「松求麻舟乗」を多く生み出したのである。

### 三、萩原土手町の形成

〔一〕番所とその機能

このように発展した球磨川舟運に対処するために、肥後藩では多くの「番所」を球磨川沿岸に設置している。寛政六(一七九四)年の史料には、八代城下に①沖番所(塩屋番所)②十歩(十分)番所③川口番所④渡頭番所⑤舁形番所の五か所、対岸に⑥植柳番所、そして上流右岸に⑦萩原番所がみられ(別図参照、番号は図と同じ)、鏡番所とともに松井氏の支配下におかれていた。これらの番所は、交通の要所などにおかれて「通航船舶・通行者・荷物などの検査や税の徴収などを行なつた所」<sup>(13)</sup>であるが、肥後藩の番所は「兩



図は「八代郡之絵図」（熊本大学附属図書館に寄託の「永青文庫」）

のうち「郡村方江古来々有之八代郡中之絵図」による

——は道路    ===は渡し    ①～⑦は番所（本文参照）

禁の貨物出入厳なりと云とも令不行、出入姦商の爲みたりなり」と<sup>16)</sup>と説明されているように、商業統制に重点がおかれていたようである。とくに球磨川は「他国他領を受候所柄ニ付、自他之船入交運漕仕候」というので「御国中通船之積荷、出入共運上銀取立と申儀脇々御見合茂無之事候処、求磨川筋ニ限り運上取立有之」と、肥後藩の他の河川とちがって出入の荷物に運上が課せられる川であったために、多くの番所が設置されたのである。

この七つの番所のうち、④渡頭番所は中世以来の要港「徳洲」の中心の船着場があるうえ、「薩摩街道」の十一里木が植えられ、高札がたてられており、「徳洲御番所之儀者、三ヶ所御番所根ニ相成候所柄ニ付、詰方等之儀亦以敬格ニ相心得、出入之船并諸荷物・乗人共委敷相改」と、最も重視された番所であった。そのため番人も他の番所では歩小姓段が原則であったが、ここでは中小姓四人をおくのが原則とされていた。<sup>16)</sup>しかし商業統制(運上徴収)に重要な役割をはたしたのは⑩十歩番所と③川口番所であった。十歩番所は渡頭番所よりも約四〇〇メートル下流の「御船場」のわきにおかれたため船場番所ともよばれたが、「十歩」御番所者熊川筋下し申候材木積荷諸式、十歩一之運上取立申候」とあるように、上流から積下す主要な品物「竹木類(薪が最も多かったと思われる)に、十分の一の運上(現物)をかけてそれを徴収するのが主な役割であった。川口番所は、渡頭番所と十歩番所の中間におかれたため中の番所ともよばれ、「諸品入之運上取立申候」つまり外部からの移入品を統制し、それに対する運上を徴収するために設置された番所であった。

他の番所は、この三つの番所の補助的な役割を与えられていたようであるが、これら七つの番所はすべて、前述のように八代城を預けられた松井氏の支配下におかれていた。これは寛文六(一六六六)年に「御城料并御城御繕料、熊川筋十歩一之運上銀、鼓牟田八代川口植柳津口運上銀共ニ佐渡請込支配」<sup>20)</sup>、つまり八代城修繕料として、これらの番所の徴収する運上が松井氏に与えられて以来のことである。

## 〔二〕萩原番所について

ここで、本稿の主題である萩原土手町の形成と密接な関連を有する萩原番所について述べておきたい。おかれていた場所は別図の①に示した通りで、八代町へまわる薩摩街道からははずれるが、熊本から陸路南下する場合には、この「萩原渡し」で球磨川を渡る方が便利がよかった。また、上流から八代城下町に産物(商品)を運ぶ場合、現在とちがって前川は「敷石」で水流がさえぎられていたために、上流からの荷舟は萩原から本流を南西に下って、変島の沖を迂回したのち八代町にさかのぼる必要があり、萩原から距離にして四・五キロメートル(約一里)、時間では二時間以上もかかっていた<sup>23)</sup>(陸路を歩けば約三〇分である)。

このように、萩原が交通の要所に位置していたこともあって、下流の番所でかけられる運上をのがれるため、萩原で舟荷をあげて八代町へ陸路を運ぶ者がふえたと思われる。「下方ニ而色々手相を仕、忍々ニ萩原口竹木を揚、運上可仕品茂抜荷を仕、他国往還筋不締ニ御座候」ということで、元禄二(一六八九)年に「当時迄桁渡渡口ニ御座候御番所を萩原口江直シ」<sup>24)</sup>たものが萩原番所である。

設置された当初は単に抜荷の取締をするにとどまっていたが、すぐに「竹木者十歩一御番所迄積下シ候ニ不及、直ニ拾歩一納之取計仕、萩原口々出入之諸品者川口御番所江差通シ申ニ不及、直ニ川口之運上取立可申候」と、すべて萩原番所で処置されるようになり、独立した番所としての機能をはたしたが、形の上では後まで「萩原御番所茂十歩一御番所江附屬仕候」と十歩番所に附屬していた。<sup>(25)</sup>

### 〔三〕萩原土手町の形成と發展

この萩原番所は、前にも述べたように球磨川舟運と陸上交通の要所におかれたため、その周囲にはほしだいに集落が形成されていった。そのくわしい経過は不明であるが、宝曆三(一七五三)年には萩原村土手筋に「出見世都合一七軒、但小屋掛共」とあり、さらに「前々々同村之内天神社下之本坊筋ニ居住仕、土手町と唱、相応之店商ニ而渡世仕来候処、宝曆五亥年之大洪水ニ流」と記されており、はじめ土手町は天神社(現在も菅原神社あり)から萩原番所にかけての堤防上に形成されていたと考えられる。それが宝曆五(一七五五)年の大洪水で流された後、「洪水之節無商者渡世成兼候付、右之ヶ所江小屋掛仕、菓物類を売居申候」または「彼所江者一両軒茂小屋掛程ニ仕、往来之人々江煎茶杯を出申候而渡世仕居申候」と、今度は萩原番所より下流側の堤防外(土手外)の地に集落が形成されるようになったのである。

それが文化四(一八〇七)年になると「追々家居等茂建並、近年ニ至候而者旅人坏茂止宿致せ、町家同様ニ諸品商売仕」「松求麻村者勿論、求磨方之旅人等茂引請諸商売仕」と、松求麻村を中心とする上流地域の人びとを相手とする店がたちならぶようになり、八

代町からの「出賣」商品仕入れの者も目だつようになつた。そして文政四(一八二二)年には「当時ニ至候而者在町同様之鉢ニ相成、商売物者御町(八代町)ニ茂超過仕候程手広相成」「先年(文化一〇年)焼失後茂、家居・蔵等茂年々造添、最早御町中之商売茂不及程之身代之者茂有之様子ニ御座候」と記されるような繁昌ぶりを示すようになった。

また、他の史料をみると、萩原村塘下(土手町)の住人が、それまでの家を建直したり、「目板瓦葺」にしたいという願書が、寛政末から文政にかけて多くみられ、造酒屋が職小屋を土蔵に改築したり、松井氏の漁漁の時の「腰懸所」(休憩所)を土手町内に作って差上げたいという願書が出されたり(これは不許可)、また萩原村の会所を土手町内に作る計画も出されている。そして文政一〇(一八二七)年には、それまで「目板瓦葺」だった家を「惣瓦葺」にし、壁も「大壁」(柱がみえないように全部塗りこめた壁)にすることを、「浜町様(前藩主の細川斉茲)追々御腰を被為掛、且又北御丸御隠居様(松井徴之)ニ茂数度御入被為遊」た家だから「永ク子孫ニ残置申度」という名目で、許可された者も見えている。<sup>(26)</sup>

別表は、この時期の萩原土手町の居住者についての記事をまとめたものである。ここに見える三二名がすべて同一時期の住人とは言えないであろうが、この外にも多くの人びとが居住していたものと考えられ、萩原土手町の發展ぶりがうかがわれるものと思う。

### 〔四〕商業統制による土手町への打撃

このような萩原土手町の「在町同様」の發展は、八代町の繁栄に大きな脅威を与えた。以前は、直接八代町に入っていた上流各地か

らの産物・商品の大部分が、途中の萩原土手町で荷あげされてしまふようになっただけでなく、近在の人びとや薩摩街道の通行者たちが、八代町までいかずに、土手町で用件をすませてしまふようになったものと考えられる。そこで八代町の商人たちが藩に訴えて、萩原土手町の優位をくつがえそうとする動きをはじめたのである。

文化二〇(一八一三)年に別表⑩⑪の二名が別棟の増築を願ひ出たとき、八代町の町人たちは次のように土手町商人の取締りを訴えている。「彼方(土手町をさす)逐年繁昌仕、諸商売等も亦増相成申候故、自然と御町内者零落仕、既ニ近年御教立御銀を茂拜借奉願候程之儀」として増築不許可を申請すると同時に、土手町は本来商売人の居住地ではないので、「当時居住之面々本所江引取、本業相勤候様」命じてほしいと、萩原土手町の解体を藩に訴えている。このとき藩は、増築を不許可とし、「出小屋商売品々之儀付而者頃日一統及御遠候通」と、許可された品物以外の取締りを通達しただけで、八代町人の意向にそのような処置はなされなかつたようである。<sup>(30)</sup> ついで文政四(一八二二)年九月にも同様の願書が八代町人から藩に出されている。すなわち、土手町は「往古々有来之居住所」でもないのに「近年ニ至候而者質屋・造酒屋・麴屋・楕間屋等之職業を茂御免ニ相成、其外薪採茂彼方ニ而専買込申候付、値段引上一統不弁利」であると、八代町の衰微だけでなく、物価上昇もひきおこしているので、土手町の商人たちを「本所」に引取らせしてほしい。もしそうでなければ「以前之通菓物を限商売被仰付、其餘之儀者一切御差留被仰付被下候様」と、町形成以前の状態にもどすか、在町的な商業は一切禁止してほしいと訴えている。<sup>(31)</sup>

八代町人からのたびかさなる訴えによって、ついに藩も強行手段をとることになった。「商札面外之商売」に停止を命じ、文政五(一八二二)年六月にはそれに従わなかつた者一五名を、別表の⑫の項目に記したように処罰し、萩原土手町に大きな打撃を与えた。それ以後のことは史料がみられないが、同様の取締りはこのあとも行なわれたようで、このような商業統制が萩原土手町を衰退にみちびく原因になったものと思われる。なお、この取締りで表⑩⑪のような富裕な商人が処罰されなかつたのは、違反がなかつたためというよりは、⑩の忠助が松井数馬(八代城を預かる松井氏の一族)の「一季抱」であつたように、藩の取締りをのがれる何らかの手段を有していたためではないかと考えられる。

#### 四、上・下松求麻村の一揆

藩が八代町人と結んで行なつたこの商業統制は、発展しつつあつた萩原土手町に大きな打撃を与えたが、上・下松求麻村の人びとに与えた打撃も大きかつた。既述のように、この地区の人びとは山の産物を舟で八代に積み下すことによつて、代銭納の年貢を上納し、食料の不足分や生活に必要な物資を得ていた。しかもそれは「所柄産之茶・楮・葛・こんにやく芋・菜種子・薪等、八代御町并御郡内楕間屋共江遣、右楕間屋共々前条御年貢其外諸用向共借用仕、当時迄立行居申候<sup>(32)</sup>」というように、得意先の商人(楕間屋)からの借金によつて生計をつないでいたといつてよい状態であつたのである。その楕間屋たちが藩に「在中商札」をとりあげられてしまつたの

で、松求麻地区の人びとは以後、楮以外の品を心安く売りさばいたり、「諸用吉凶事共其時々昼夜之無差別借替」たりすることのできる「銀主」を失なつたうえ、楮問屋たちからそれまでの借銭の返却をせまられて途方にくれ、「第一今日之立行者出来兼候者茂有之」という状態においつめられたのである。ちなみに当時の上・下松求麻村民の借用高は、萩原土手町の楮問屋三人（別表の⑩⑪⑫）から銭六〇貫二四三匁余、上松求麻村之内荒瀬村楮問屋金之允から一一貫七二匁余、その外に金之允からの借用「極難波之者江追々取替分年々打重り、取立之見込無之捨方之見込分」一八五貫七八匁余があった。それに加えて八代塩屋町の七人の「塩親方」からの借用が六九貫三七八匁余、以前から関係のあつた八代町の楮問屋一人からの借用が五四五貫四六拾目余もあつたのである。

また、楮以外の産物の売捌先を失なつた松求麻の人びとが、仕方なしに他の商人に売り捌こうとすると、足もとをみすかされて買いたたかれるのであつた。それはたとへば「舁ニ計り候品ハ舁斗之物を七八升ニ計り成シ、千木リニ懸候品ハ拾斤之物を六七斤ニ茂懸込、勿論直段合茂外並々下直ニ買込候様子」であり、しかも舟が着くやいなや、八代町からの「出買之者」が舟荷を勝手に自分の所に運んでいき、もし売らないと言え「出買之者腹立、荷主を打可申勢イを見せ」て買いたたいたという。

このように、追いつめられた上・下松求麻の民衆はついに実力行使に訴えることになつた。はじめ文政六（一八二三）年二月に、今まで通り土手町の三人と荒瀬村一人の計四人の「御那楮問屋」に、楮だけでなく他の産物も売り捌けるようにしてほしいという村人の

訴えが出され、すぐ却下されているが、それと前後して両村の人びとが行動を起したのである。「両松求麻村御百姓、日数三日程坂本川原江大勢打寄申候」と大集会を開き、「私共不残八代御城・高田御会所江茂罷出候而直ニ奉願上度」「打寄候惣小前より申出」八代町まで強訴に出る勢いを示した。この時は庄屋・村役人がとり静めて解散させて事なきを得ている。その後も両村の民衆はねばり強く要求をくり返し、同五月には①前と同じく四人の楮問屋に産物の売捌きができるようにしてほしい。②八代町からの「出買之者」には迷惑しているので、以前の通り禁止してほしい。③とくに茶の直段は昨年半値くらいに買いたたかれるので、そのようなことのないように取締つてほしい。という三項目の要求を庄屋・頭百姓三名の連名で訴え出ている。そしてやはり同じ時期（五月上旬）に「下松求麻村之内古田川原ニ、両松求麻々下り船留之番人四人宛差出置候」と、八代町への出荷を阻止する「舟留」の実力行使がなされている。この時は高田手永惣庄屋（小田藤右衛門）が「求麻川筋ハ他領之舟茂通路之川筋ニ付、舟留致し候儀ハ差留候様」と説得して五月四日には「舟留」が解除された。この一連の実力行使（百姓一揆）の結果は残念ながら明らかにできなかった。それはともかく、新興の在町的集落である萩原土手町に対する藩の商業統制は、同町に大きく依存していた上・下松求麻村の民衆に大きな打撃となり、一揆を起さざるを得ない程の窮地に追いこんだのであつた。

## 五、まとめにかえて

その後の萩原土手町についてはほとんど不明であり、天保年間に

忠助（別表㊸の人物？）が小塵床を願ひ出て、そこに「戸蔭床様」のついた家をたてたことがわかつていてるだけであるが、目だつた発展はみられなかったのではないかと思われる。明治四一（一九〇八）年に鹿兒島本線（現在の肥薩線）が開通すると衰退に向うのであるが、故老の話によるとその以前（明治三〇〜四〇年ころ）でも、萩原土手町は二〇戸あるかないかくらいで、店といえるほどのものはなかったし、上流からの舟や筏はやはり萩原に着いていたが、船頭たちは自分で食事をつくり、船の中で寝とまりしていたという。文政年間には少なくとも三〇戸をこえていたと思われることと比べると、衰退が明らかである。

この衰退の原因を推測すると、第一の原因は、先にみられたような土手町に対する商業統制であろう。八代町人の土手町に対する警戒は強く、文政五（一八二二）年の弾圧以後も、藩権力と結んだ土手町に対する圧迫が続けられたのではないかと思われる。第二は文政一三（一八三〇）年に前川の「敷石」が開けられたことによる立地条件の変化である。前川は、寛永一一（一六三四）年に細川三斎が、別図の点線で示した場所につくらせた運河であり、上流地域からの物資を豊島の沖を迂廻させずに城下町に着船させるための水路であったが、城下町に水害をもたらしたために、完成後すぐに「敷石」によって閉鎖されていたものである。それが文政一三年に再び開かれたのは、やはり八代町人が萩原土手町の発展を警戒し、その原因をとり除いて八代町の繁栄をはかろうとする意図にもとづくものではなかったかと思われる。

宝暦年間に一七軒の「出見世」として姿を現わし文化と文政ころ

には「在町」的集落として発展した萩原土手町も、文政年間以後、八代城下町の商人と結んだ藩の商業統制強化と、「敷石」撤去による交通条件の変化によって、「在町」としての地位を得られないままに衰退し、さらに鉄道の開通によって決定的な打撃をうけ、同じ萩原村の中でも国鉄八代駅前繁栄を奪われ、その地位をゆずることになったのである。

註（一）故老の話によれば、以前は天神さん（菅原神社）の所から、現在の福岡金物店の所までの堤防ぞいを「土手町」とよんでいたという（萩原一丁目、吉川元年氏「明治二九年生まれ」談）。

（二）『球磨川筋絵図』（熊本県立図書館蔵）。なお「土手町」と呼ばれる以前は「石王村」と呼ばれていたようである。

（生田宏「肥後近世史年表」安永二年五月の項）

（三）森田誠一「熊本県の歴史」（一七五頁）など。なお、これについては「庄内地理志」（都城市立図書館蔵、写本）には、寛政二（一七九〇）年の記事として、「六十年前、阿波国亀右衛門と云者鼻楯と云物を工出し、岩石之間を自由ニ乗通事ニ相成……八代々式拾里上流迄も通船相初り」としている（都城市立図書館長瀬戸山計佐儀氏の御教示による）。実際に球磨川舟運がさかんになったのは、この「鼻楯」の使用によるのではないかと思われる。

（四）『相良家文書之一』（『大日本古文書家わけ第五』（二〇〇頁、三二頁。種元勝弘「人吉球磨今昔ものがたり」第八回（『人吉新聞』昭和四五年八月八日号）による。



- (5) 拙稿「球磨川舟運と坂本村」(八代東高校坂本分校郷土研究同好会・一九七四年発行)
- (6) 「先例略記」のうち「陸口津口御取締」(熊本大学附属図書館蔵「松井家文書」四七九)
- (7) 「長持記録」(同前「松井家文書」)
- (8) 前出「人吉球磨今昔ものがたり」第二六～三二回
- (9) 前出「荘内地理志」
- (10) 「豊西説話」(日田市の高倉芳男氏の御教示による)なお(9)(10)については前出の拙稿「球磨川舟運と坂本村」を参照されたい。
- (11) 「先例略記」のうち「御知行方」(熊本大学附属図書館蔵「松井家文書」四五九)
- (12) 「先例略記」のうち「在中商売之品御免、在之者商売御停止等」(同右「松井家文書」四五四)
- (13) 「球磨川筋運上一件記録記抜」(同右「松井家文書」一〇九五)
- (14) 「先例略記」のうち「陸口津口之部」(同右「松井家文書」四八三)。他の史料には「遙拝番所」「籤番所」などの名も見られる。なお養田田鶴男「八代市史」第四卷、二六五～二八二頁参照。
- (15) 「角川日本史辞典」七一〇頁
- (16) 「官職制度考」(「肥後文献叢書」第一卷)一六一頁
- (17) 「御定法之内書抜」(前出「松井家文書」一〇九六)
- (18) 「先例略記」のうち「津方」(同前「松井家文書」四七七)

- (19) 「先例略記」のうち「廻船津方等之部」(同前「松井家文書」四七八)
- (20) (21)前註(13)に同じ。なお積下し品のうち、竹木類以外の「俵物・苧・楮・茶之類、其外産物品々」は、別に定められた割合で運上銀を徴収された(同書)。
- (22) 「先例略記」のうち「御知行所之部」(前出「松井家文書」四六四)
- (23) 前出「八代市史」第四卷、五七九頁
- (24) 前註(17)に同じ。この梅檀は斐島の南端部で植柳村の北対岸にある。なお、萩原に荷揚げする者がのちに増えた理由は、球磨川の水深が浅くなったという自然条件も関係している。享和三(一八〇三)年には「田舎江藤、近來浅ク相成申候而、松求麻・久多良木村共、薪船竹木筏其外諸品運漕甚以不并利相成申候、当時者沖廻勝仕候故、自然と薪其外諸品茂高直ニ茂相成可申」と記されている。「先例略記」のうち「御知行所之部」、前出「松井家文書」四六二)
- (25) 前註(13)に同じ
- (26) 「先例略記」のうち「萩原土手町居住願」(前出「松井家文書」四七二)
- (27) (28)前註(12)に同じ
- (29) 前註(26)に同じ。なおこのほかに、寛政九(一七九七)年に萩原村の「在蔵」が土手町に移され、文化二(一八〇五)年には井樋小屋を建て直して、影踏もそこで行なわれ

るようになった。(『八代古記録』熊本市松本寿三郎氏蔵)

(30) 文政三(一八二〇)年にも同様の通達が出されている。(

『橋袖館旧記抜』八代市松井家文書)

なお、このころの「在中ニ而商売不苦品」、つまり土手町でも商売できる品は米雑穀・木綿類・酒焼酒并糟・砂糖并干菓子・烟草など四八項目が記されている。(前註(12)の史料、文化一〇年の記事)

(31) (32) 前註(12)に同じ。なお「上・下松求麻村の一揆」の項目はすべて同史料による。

(33) 『萩原村土手町居住桑原藤平高主忠助小屋床願一件書抜』

(熊本大学附属図書館蔵「松井家文書」)

(34) 前註(1)の吉川元年氏談

(35) 養田田鶴男『八代市史』第四卷五七八―五七九頁参照、なお同書には敷石をあけたのは文政一二年としているが、

「萩原御赦免開地替地願一件控写」(熊本大学附属図書館蔵「松井家文書」)には「去ル文政十三年萩原敷石御堀通」「川舟為通路敷石御明方ニ相成」とある。

〔附記〕本稿作成にあたって、花岡興輝氏・松本寿三郎氏から史料提供および御教示を得た。記して謝意を表する。

八代郡高田手永萩原土手町居住者(寛政~文政)

居住者	(1) 「居住願」の記事	(2) 文政5年の処罰		
		商売	罪状	処罰
① 太次郎	なし		在中商売御免外之品を商う(a)	札面外犯禁之品一式取上(A)
② 仁吉(太次平甥)	文政1. 太次平の跡屋敷へ萩原村より移住		同上	同上
③ 和吉	文政8. 物置を目板瓦葺に 文政9. 居家を目板瓦葺に		同上	同上
④ 平吉	文化8. 小屋懸願		同上	同上
⑤ 甚右衛門	寛政6. ー		同上	同上
⑥ 和平	なし		同上	同上
⑦ 文七	寛政6. ー		同上	同上
⑧ 伝七	なし		同上	同上
⑨ 武兵衛	上豊原村の者、「掛屋敷」を所持		(a)+揚酒商売	(A)+在中商札取上(B)
⑩ 惣次郎 (惣兵衛)	なし	格間屋	(a)+質屋	同上
⑪ 徳右衛門 (徳左衛門)	寛政6. ー 寛政13. 物置を目板瓦葺に 文化5. 居家を目板瓦葺に 文化10. 別の家床を願う(不許可)	同上	同上	同上
⑫ 仁三郎	寛政6. ー、文化11. 小屋を目板瓦葺に 文化13. 居家を目板瓦葺に、文政9. 物置を目板瓦葺に	同上	同上	同上
⑬ 小右衛門	文化12. 職小屋を土蔵に、文政2. 物置を建直す	造酒 (下地30石)	(a)+無願にて増造 +揚酒商売(請売)	(A)+(B)+鳥目10貫目の過料
⑭ 平右衛門 (平左衛門)	文化10. 別の家床を願う(不許可) 文政4. 小屋を建つ 文政9. 居家建直		(a)+揚酒商売 +猥=旅人を止宿さす	(A)+(B)+追込
⑮ 弥右衛門	寛政5. 甚右衛門の明家に入る〔註1〕 寛政6. ー 寛政7. 馬小屋を建つ 文政6. 居家を建直す	馬口券 〔註1〕	猥=旅人を止宿さす	追込
⑯ 藤左衛門	寛政6. ー			
⑰ 伊三次	寛政6. ー			
⑱ 丈平	寛政6. ー			
⑲ 助市	寛政6. ー			
⑳ 丈七	寛政6. ー、文化12. 目板瓦葺に 文政10. 惣瓦葺、大壁を願う(特別に許可)			
㉑ 善平(平左衛門弟)	寛政6. ー、享和2. 建直			
㉒ 左平(善平弟)	寛政6. ー、享和2. 建直			
㉓ 甚兵衛	寛政6. ー			
㉔ 七兵衛	寛政6. ー文化6. 百姓一篇の者 家建直と馬小屋建方を願う			
㉕ 忠平	寛政6. ー			
㉖ 太次平	寛政6. ー、享和2. 和平跡屋敷を願う 文政1. 白猪の皮を寸志に差出す			
㉗ 駒平	寛政6. ー			
㉘ 勘蔵	享和2. 揚酒商売を願う〔註1〕 文化1. 郡方の小屋床地を願う			

居住者	(1) 「居住願」の記事
㉙ 藤 蔵	文政2. 貴家を建て養子熊吉と同居
㉚ 忠 助	文化11. 松井数馬方江一季抱〔註2〕 文政4. 武兵衛の「掛屋敷」を譲り受く 文政8. 帯刀(松井)父子の漁獵の節の腰懸所を建てて献上することを願う
㉛ 源兵衛	文政4. 和吉に家を譲る
㉜ 栄 吉	文政7. 武兵衛より家を譲り受く 文政10. 収納小屋を目板瓦葺に

(1) の「居住願」は、熊本大学附属図書館蔵の松井家文書の『先例略記』のうち「萩原土手町居住願」による。  
但し〔註1〕は『八代古記録』(熊本市花園町、松本寿三郎氏蔵)〔註2〕は『橋袖館日記抜萃』(松井家文書、熊本大学附属図書館蔵)による。

(2) の「文政5(1822)年の処罰」は、同じく『先例略記』のうち、「在中商売之品御免、左之者商売御停止等」による。(松井文書454)

※ 寛政6. ーとあるのは、寛政6(1794)年に居住していたということだけしかわからないもの。